

主な事業

- 児童生徒等の健全育成を推進する活動への支援事業
- 教育、文化及び芸術を振興する活動への支援事業
- 児童生徒や保護者等の災害に対する共済事業
- 地域社会の安全を確保する活動への助成事業

みんなで加入しましょう



共済事業のしおり

一般財団法人鹿児島県教育安全振興会
鹿児島県PTA連合会

〒890-0064 鹿児島市鴨池新町7番4号(自治会館3階)
一般財団法人鹿児島県教育安全振興会事務局
TEL(099)206-1072 FAX(099)206-1073
ホームページ <http://www.kago-anzen.net/>

共済事業の概要

PTA 安全の部

1 会費

P 会員 1 戸当たり
 T 会員 1 人当たり
 支援者 1 人当たり

1 年間 100 円 ※ 会費 100 円は 70 円の共済掛金を含む。

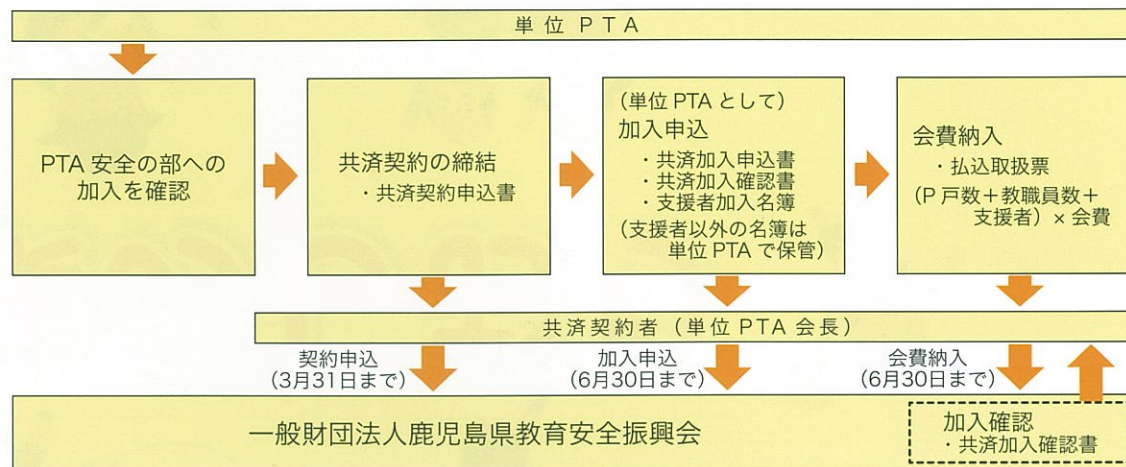
2 被共済者（共済金支払の対象者）の範囲

- (1) 単位 PTA の会員である保護者、教職員及び PTA 活動の支援者
- (2) 児童生徒等の親族で、単位 PTA 会長より PTA 活動への代理参加が事前に認められた者

3 共済金の支払対象となる活動及び共済金額等

- (1) PTA が主催又は共催している行事における PTA 活動
- (2) PTA が参加を計画した学校行事における PTA 活動
- (3) PTA が参加を計画した他の機関・団体の行事における PTA 活動

4 契約・加入手続き



(PTA 活動の例及び共済金額等)

活動区分	活動内容例	共済金額		被共済者	会費
(1) PTA 行事関係	ア PTA 行事 単位 PTA の総会、役員会、委員会、学級 PTA、地域 PTA、研修会や市町村・県・九州・全国段階の PTA 行事等 イ PTA が計画・実施する諸行事 奉仕作業、キャンプ、水泳、スポーツ大会、山のぼり、親子ソフト、交通安全指導、水泳監視、通学路点検、生活指導、土曜日の補習等	・死亡共済金 200 万円 ・障害共済金 200 万円～8 万円 ・負傷共済金 入院 1 日につき 3,200 円 (180 日限度) 通院 1 日につき 2,500 円 (90 日限度)	(交通事故の場合) ・死亡共済金 100 万円 ・障害共済金 100 万円～7 万円 ・負傷共済金 入院 1 万 3 千円 (1 回限り) 通院 1 万円 (1 回限り)	保護者 教職員 支援者	百円
(2) 学校行事関係	子どもの健全育成のために PTA が積極的に参加する学校行事 運動会、学習発表会、体育祭、授業参観、教育懇談会等（教職員は除く）				
(3) 他の機関・団体の行事	PTA が計画し、参加する他の機関・団体の行事 市町村体育協会、町内会、青年団、地域女性団体などが企画する スポーツ大会やレクリエーション行事等				

※ 次のような場合は、共済金は支払われません。

- 航空機、船舶、鉄道、バス等の公共輸送機関に搭乗中の交通事故の場合
- PTA 安全の部の共済契約者又は、被共済者の故意又は重大な過失の場合
- 共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失の場合
- 被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為の場合
- 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間に生じた事故の場合

- アルコール、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に生じた事故の場合
- 細菌性食中毒を除く食中毒の場合
- 地震、津波、噴火、法定伝染病などによる場合
- 核燃料物質（使用済燃料を含む。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故の場合

子ども安全の部

1 会費

- Aコース** 1年間 300円 ※ 会費300円は190円の共済掛金を含む。
 幼稚園児、小学生、中学生、高校生、教職員
Bコース 1年間 400円 ※ 会費400円は350円の共済掛金を含む。
 (特別団体) 学校の部活動やスポーツクラブ等の青少年団体に属する小学生・中学生・高校生及び教職員・指導者
 ※ 10月1日以降の追加加入者は会費が半額です。

2 被共済者（共済金支払の対象者）の範囲

- (1) 学校に在籍する幼稚園児、小学生、中学生、高校生、教職員
 (2) 特別団体の活動における指導者

3 共済金の支払対象となる活動及び共済金額等

- (1) 学校教育外活動
 (2) 学校教育内活動
 (3) 特別団体の活動

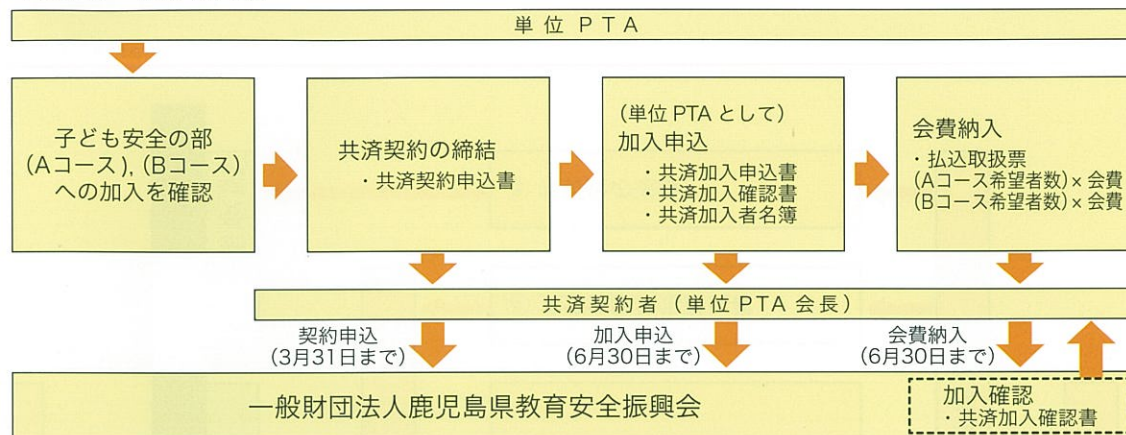
(活動の例及び共済金額等)

活動区分	活動内容例	共済金額	被共済者	会費
(1)学校教育外活動	ア 単位PTA主催又は共催による行事、単位PTAが参加を計画した他団体から要請のあった行事、並びに当該単位PTA会長が参加を認めた活動 各種スポーツ大会、各種競技会、発表大会、夏季プール開放、キャンプ、海水浴、音楽会、土曜日の補習等 ※単位PTA主催・共催行事、要請行事等は、単位PTA会長又は他団体長名と連名の文書が必要	・死亡共済金 1,500万円 ・特別弔慰金 330万円 ・障害共済金 1,500万円～48万円 ・負傷共済金 自己負担額1,000円以上の入院又は通院療養費用の4/10（最高20万円） 保険外診療の歯科補綴 最高11万円(実費)	児童生徒等 教職員	Aコース(三百円) Bコース(四百円)
	イ PTA行事やPTAが計画・実施した諸行事で、PTA会員の活動中において同行した児童生徒等の活動		児童生徒等	
(2)学校教育内活動	ア 教育課程に基づいて実施される諸活動	・死亡共済金 990万円 ・特別弔慰金 330万円 ・障害共済金 1,100万円～37万円 ・負傷共済金（登下校時のみ） 自己負担額1,000円以上の入院又は通院療養費用の4/10（最高20万円）	児童生徒等 教職員	
	イ 教育課程外教育活動		児童生徒等	
	ウ 登下校		児童生徒等 教職員	
	エ その他 休息・休憩時間中などでの活動		児童生徒等 教職員	
(3)特別団体の活動	単位PTA会長が認めた学校の部活動やスポーツクラブ等の青少年団体の活動	(1)学校教育外活動欄と同じ共済金	児童生徒等 教職員 指導者	

※ 次のような場合は、共済金は支払われません。

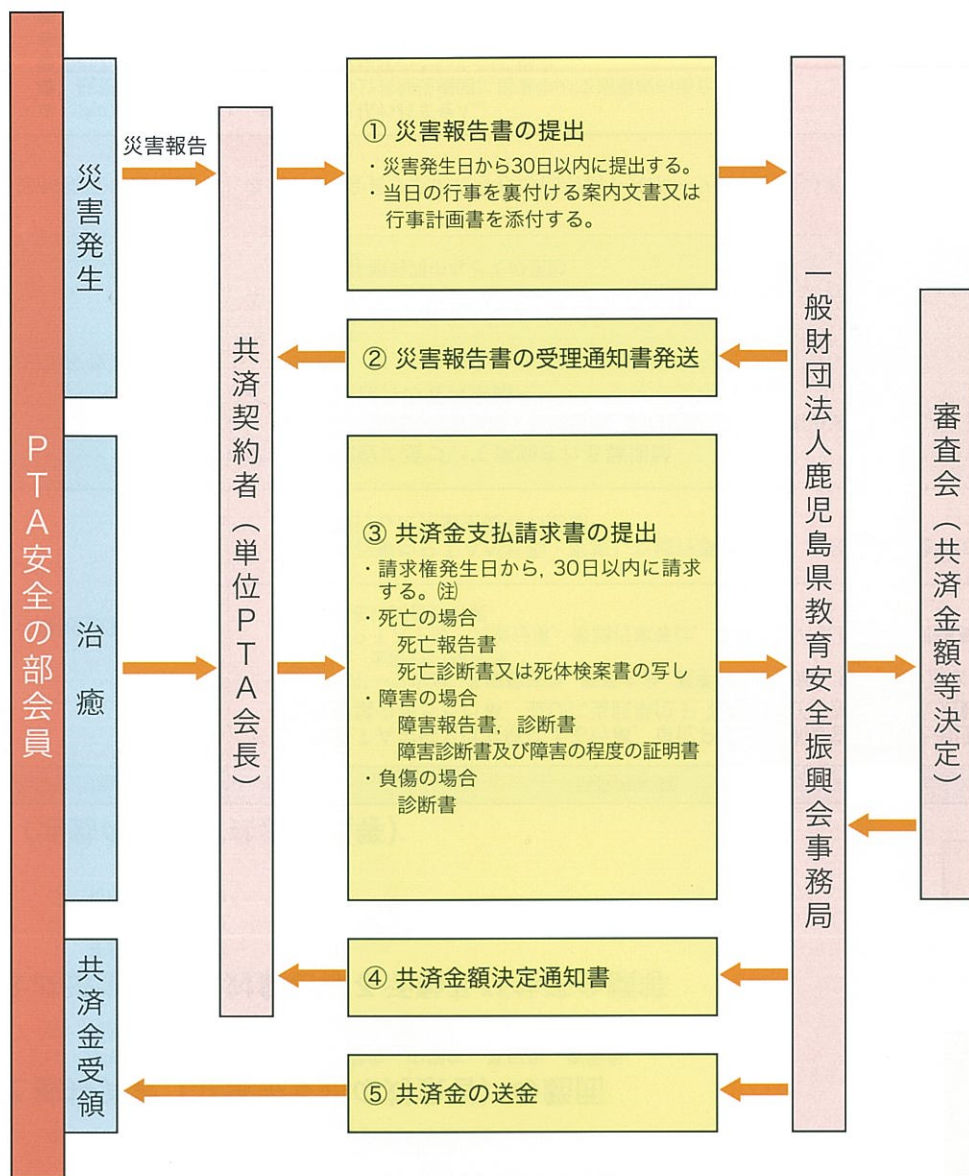
- 航空機、船舶、鉄道、バス等の公共輸送機関に搭乗中の交通事故の場合
- むちうち症又は腰痛などで他覚症状のないものの場合
- 通常の登下校経路以外で発生した交通事故の場合
- 自転車又は原動機付自転車による交通事故で校長又は単位PTA会長の許可を得ていない場合
- 歩行又は自転車及び原動機付自転車による交通事故で、本人の過失による事故の場合
- 学校教育内外活動及び特別団体における活動で、因果関係がはっきりとした急性の疾病は適用するが、野球肩、テニス肘、疲労骨折、椎間板ヘルニア等、急激・偶然・外傷の要件を満たさないスポーツ特有の傷害の場合及び細菌性食中毒を除く食中毒の場合
- 定時制・単位制高校の自動二輪及び四輪車での登下校中の交通事故の場合

4 契約・加入手続

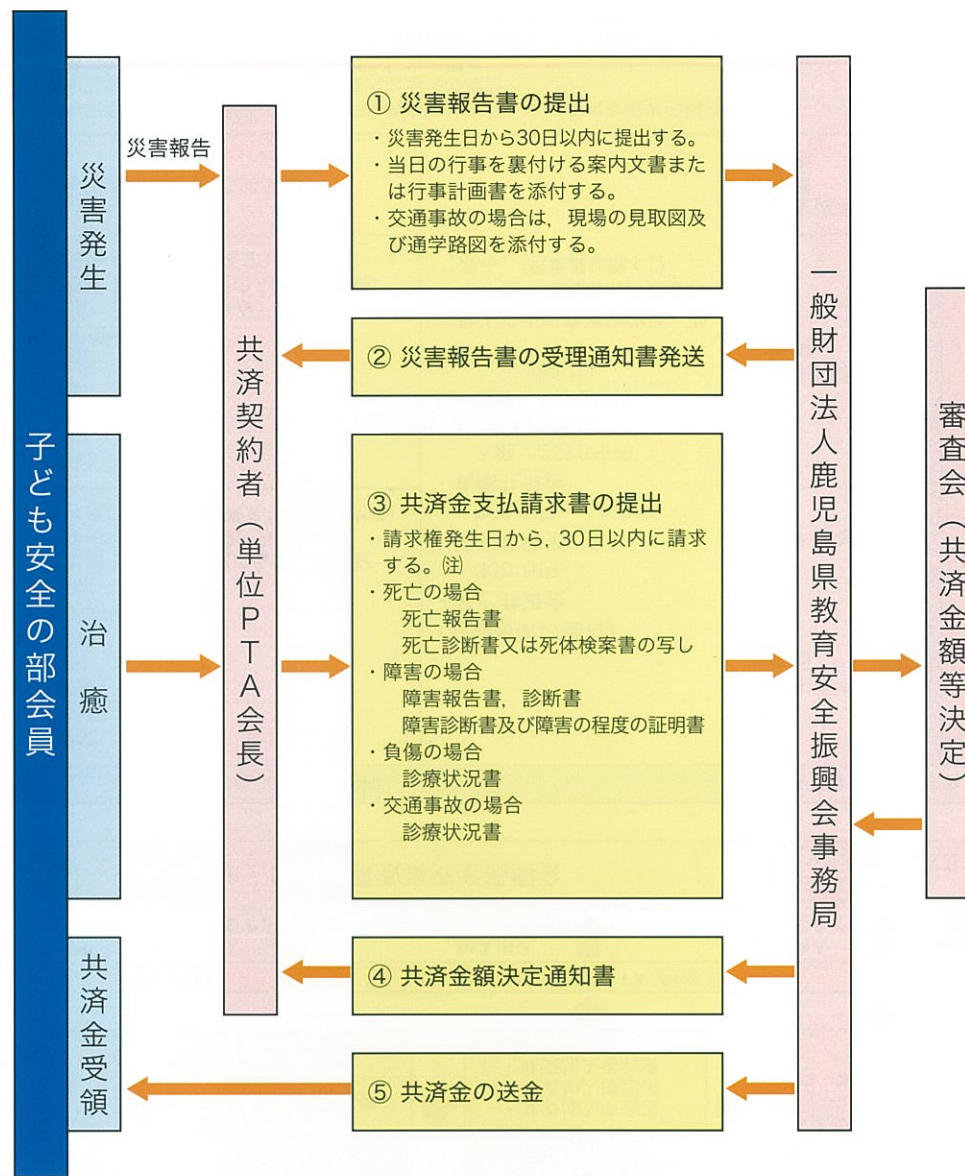


- 子ども安全の部の共済契約者又は、被共済者の故意若しくは重大な過失の場合
- 共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失の場合
- 被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為の場合
- 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間に生じた事故の場合
- アルコール、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に生じた事故の場合
- 地震、津波、噴火、法定伝染病などによる場合
- 核燃料物質（使用済燃料を含む。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故の場合

PTA安全の部共済金支払請求手続図



子ども安全の部共済金支払請求手続図



(注) 請求権発生日とは、共済金を請求する権利が発生する日のことです。(例 死亡の場合は、死亡した日となります。)

※ 共済金は、1災害につき1回限りの支払になります。治療が完治していることを確認をお願いします。

※ 災害が発生した場合、災害の直接の原因を明確にするため、医療機関等での初診は1週間内をお願いします。

※ 共済金支払請求書様式など詳しいことは、学校に保管してある「手引書」又はホームページをご覧ください。

※ 共済金を受ける権利は、共済金請求権が発生した日から3年間手続きがなされないときは、時効によって消滅します。

※ 審査会は月1回を予定しておりますが、書類の受付日次第で、共済金の支払が多少遅くなることがあります。

なお、共済金は共済金支払請求書に指定された口座に振り込みます。

提出される加入者名簿、災害報告書及び診断書等に記載されている氏名、生年月日及び傷病名等の個人情報、共済事業だけに利用します。